

## 鳥取県環境影響評価審査会委員公募要綱

### 1 目的

鳥取県環境影響評価条例（平成10年12月22日鳥取県条例第24号）第40条の規定に基づき設置された鳥取県環境影響評価審査会について、同条例第41条第2項及び鳥取県民参画基本条例（平成25年3月26日鳥取県条例第3号）第10条第1項の規定に基づき、環境影響評価に関する学識経験を有する県民委員を公募する。

### 2 委員の役割

鳥取県環境影響評価条例第40条の規定に基づき、環境影響評価図書等に対する知事の意見その他の調査審議を行う。

### 3 募集内容

#### (1) 応募資格

鳥取県民の方で、次のすべての要件を満たすこと。

- ① 環境影響評価に関連する次のいずれかの分野に係る調査・予測・評価等に関する学識経験を有すること
  - ア 大気環境（大気質、騒音・超低周波音、振動、悪臭、その他）
  - イ 水環境（水質、底質、地下水、その他）
  - ウ 土壌環境・その他の環境（地形・地質、地盤、土壌、その他）
  - エ 植物、動物、生態系
  - オ 景観、触れ合い活動の場
  - カ 廃棄物等、温室効果ガス等
- ② 次のいずれかに該当すること
  - ア 大学院を修了後、①に関連する6年以上の実務経験を有すること
  - イ 4年制大学を卒業後、①に関連する8年以上の実務経験を有すること
  - ウ ①に関連する10年以上の実務経験を有すること
- ③ 令和7年1月1日時点で満18歳以上であること
- ④ 応募時点で鳥取県の設置する執行機関及び他の附属機関の委員に就任していない又は就任予定がないこと
- ⑤ 審査会（原則平日の日中に開催）に出席し、積極的に意見をいただけること
- ⑥ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年3月18日鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと
- ⑦ 国会議員、県議会議員、市町村長及び市町村議会議員及び県職員でないこと

#### (2) 応募方法

- ① 応募書類の作成
  - ア 所定の応募用紙に必要事項を記入すること
  - イ 応募動機、環境影響評価の審査に対する考え、審査で活かしたい知見などを1000字程度で記述すること
- ② 提出方法  
郵送、ファクシミリ、メールまたは直接持参（いずれも募集期間内必着とする）

#### (3) 募集人数

公募する委員は1名とする。

#### (4) 応募期間

令和6年11月20日（水）～12月4日（水） ※最終日は午後5時15分必着

#### (5) 任期

任命の日（令和7年2月頃）から2年間

(6) 応募書類提出先

鳥取県 生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地  
電話 0857-26-7876 ファクシミリ 0857-26-8194  
電子メール [kankyourikken@pref.tottori.lg.jp](mailto:kankyourikken@pref.tottori.lg.jp)

4 公募委員の決定

公募委員の決定に当たっては、次のとおりとする。

(1) 決定方法

応募書類による書類選考を行い、別に定める基準を上回った者について面接選考を行う。

選考にあたっては、生活環境部等の職員により候補者を選定し、知事が決定する。

(2) 応募がなかったとき及び前項の選考の結果、該当者がなかったとき再募集は行わない。

5 決定後の手続等

選考結果については、応募者全員に郵送で通知する。

6 その他

(1) 応募に際して提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しない。

また、提出された書類は返却しない。

(2) 委員として審査会等に出席される場合には、県の規定に基づき、報酬と交通費を支給する。

(3) その他、公募に関する具体的な手続については、環境立県推進課で行う。